

鹿児島県が(株)キリシマに対してゴルフ場の防災施設工事に関する通知文を入手しました。

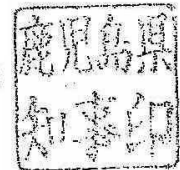
この通知文を守らないときは森林法10条の3の監督処分が行われます。森林法206条の処罰のための告発、さらに従わない時の代執行、工事完成保証人の鎌田建設への工事命令も検討されています。

鎌田さんはこの文書を受けていながら、12月13日の市議会・建設水道委員会で調整池の完成は出来ないと発言されています。

森整第2058号
平成23年11月28日
(森林整備課扱い)

株式会社キリシマ
代表取締役 鎌田善政 様

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



林地開発許可地の防災施設等の完成等について(通知)

県は、貴社が平成5年3月1日付けで林地開発許可を受けゴルフ場建設を行っている林地開発許可地について、これまで調整池の早期完成や土砂流出防止対策の徹底について繰り返し指導してきたが、度重なる工期延期により調整池は未だ完成に至っておらず、降雨による浸食や土砂流出も完全には防止できていないなど、現状では必ずしも許可条件が十分には守られていない状況にある。

特に調整池は防災上重要であることから、下記調整池については、平成24年5月末までに土砂の全面排除を行うことにより計画容量を確保するとともに、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進められたい。

なお、造成地の土砂流出防止対策等についても継続して実施されたい。

記

1 林地開発許可地

- (1) 所在場所 霧島市霧島永水トンダシ3584番地1外242筆
- (2) 開発目的 ゴルフ場建設
- (3) 面積 開発区域 145.1981ha
開発行為に係る森林 51.6801ha

2 完成させる調整池

- A調整池, B調整池, D調整池

環境林務部森林整備課
森林保全係 担当: 寺田, 田中
Tel. 099-286-3390